

平成 27 年 9 月 10 日
(2015 年)

報道各社 様

西宮市総務局人事部
人事課長 首藤一弘

職員の懲戒処分について

みだしの件について、下記のとおり処分しましたので、ご報告いたします。

記

(1) 事件の概要

産業環境局所属の当該職員は、平成 27 年 2 月 28 日、朝食を摂るため軽自動車を運転して飲食店に向かっていたところ、赤信号で停止していた原動機付自転車に後方から接触し、乗車していた女性を転倒させ、負傷させた。

たまたま後方に居合わせたパトカーから警察官が来て、アルコール検査を実施したところ、0.15mg の数値が検出されたため、酒気帯び運転の容疑で現行犯逮捕された。

道路交通法違反、過失運転致傷で 7 月 13 日に在宅起訴、略式命令により罰金刑を受けたものである。

(2) 対象職員及び処分内容

所属	職種等	処分日	処分内容	処分理由
産業 環境局	労務職 (55 歳)	H27.9.10	停職 2 月	地方公務員法 第 29 条 (懲戒) 第 33 条 (信用失墜行為の禁止)

問い合わせ先：人事課 (TEL:3518)